

高労発基 0706 第 1 号
令和 4 年 7 月 6 日

関 係 各 位

高 知 労 働 局 長
(公 印 省 略)

熱中症予防対策の徹底について

日頃より、労働行政の運営につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策につきましては、令和 4 年 3 月 18 日付け高労発基 0318 第 1 号により「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について、また、同キャンペーンの実施要項の改正等について令和 4 年 6 月 2 日付け高労発基 0602 第 6 号により関係者に対する周知をお願いしているところです。

高知県内においては、6 月 30 日、7 月 1 日 2 日連続して「熱中症警戒アラート」が発表され、また、四国の梅雨明けについても例年よりも非常に早く発表されるなど、さらに暑い日が続くことが予想され、職場における熱中症の発生が懸念されるところです。

このような中、高知労働局では、7 月をクールワークキャンペーン重点実施期間とし、職場における熱中症予防対策について啓発指導を行っているところです。

つきましては、貴会におかれましては、クールワークキャンペーンの周知を改めて行うとともに、会員事業場に対し、職場における熱中症の予防対策について重点的に取組を行うよう、御指導方よろしくお願いいたします。